

香川県結核菌分子疫学的調査事業実施要領

1. 趣旨及び目的

この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づき、香川県が、結核患者から分離された結核菌について、分子疫学調査を実施し、感染源・感染経路等の究明を行い、結核の発生予防並びに感染拡大防止対策の資料とすることを目的とし、円滑な事業の実施ができるよう必要な事項を定めるものである。

2. 実施主体

香川県

3. 実施機関及び役割

（1）県内各保健所（高松市保健所含む）（以下、「保健所」という。）

ア 対象結核菌株（以下、「菌株」という。）について、医療機関に菌株の提供依頼を行う。

イ 医療機関から環境保健研究センターへの検査依頼及び菌株搬送を行う。

ウ 結果について、医療機関へ還元するとともに結核対策に活用する。

（2）医療機関

ア 保健所からの依頼を受けて菌株の提供を行う。

（3）環境保健研究センター

ア 保健所から依頼された菌株について、遺伝子解析を実施する。

イ 結果について、保健所及び感染症対策課に報告するとともに結果の蓄積、分析を行う。

ウ 他県等の関連事例について、関係機関への菌株送付等を適宜行う。

（4）感染症対策課

ア 環境保健研究センターから報告があった情報について、関係機関に周知する。

4. 対象

この事業で調査の対象とする菌株は、医療機関等において分離、培養された菌株とする。（医療機関が検査を依頼した検査機関において結核菌を分離、培養した場合を含む。）

5. 事業内容

(1) 保健所

- ア 医療機関に対し、対象となる菌株の提供を様式1 - ①により依頼し、菌株提供時に菌株送付連絡票(様式2)の提出を依頼すること。
なお、医療機関が検査を依頼した検査機関において結核菌を分離、培養した場合は、医療機関から検査機関に対して菌株提供の指示を行うよう依頼し、様式1 - ②により検査機関に依頼を行うこと。
- イ 医療機関から菌株を回収した後、速やかに環境保健研究センターへ菌株送付連絡票(様式2)を添付し、菌株の搬入及び検査を様式3により依頼すること。
- ウ 疫学調査の結果、同一集団及び同一時期に発生した患者の中で、同一感染源であると推定される場合は、その旨を環境保健研究センター及び感染症対策課へ報告すること。
- エ 環境保健研究センターからの結果を、菌株提供医療機関へ様式4により報告すること。

(2) 医療機関

- ア 保健所からの依頼により保健所職員へ菌株を譲渡すること。
医療機関が検査を依頼した検査機関において結核菌を分離、培養した場合には、保健所からの譲渡依頼後、検査機関に連絡し保健所への譲渡の調整をすること。
- イ 菌株譲渡の際に保健所へ「菌株送付連絡票(様式2)」を渡すこと。

(3) 環境保健研究センター

- ア 保健所から依頼された菌株について、遺伝子解析を実施すること。
- イ 結果について、依頼のあった保健所及び感染症対策課へ報告すること。
- ウ 他県で発生した事例との関連が疑われる場合等、関係機関への菌株送付や情報提供を適宜行うこと。

(4) 感染症対策課

- ア 保健所、環境保健研究センターからの情報を集約し、香川県感染症発生動向調査委員会等で情報提供を行うこと。

6. 菌株送付上の留意事項

- (1) 環境保健研究センターに送付する菌株は、原則として、培養後固形培地上に十分発育したものであること。
- (2) 環境保健研究センターにおいて菌株と菌株送付連絡票の突合ができるよう培地のわかりやすいところに検体採取年月日、患者 NESID ID、

患者イニシャル（例：結核太郎→KT）を記載すること。

- （３）菌株は、国連規格に適合した容器を用いて三重梱包し、ジュラルミンケース等を使用し、適切に搬送すること。

7. 解析結果の還元

- （１）環境保健研究センターは遺伝子解析の結果を蓄積及び分析し、遺伝子型一致の有無について、菌株検査の依頼があった保健所及び感染症対策課へ報告すること。なお、保健所の疫学調査の結果、同一感染源であると推定された菌株の検査依頼を受けた場合等、緊急性の高い事例については、結果報告を迅速に行うこと。
- （２）保健所は、菌株提供医療機関へ環境保健研究センターで実施した検査の内、遺伝子型一致の有無について情報提供するとともに、集団発生が疑われる事例については、患者情報の取り扱いに十分注意し、できる限り保健所の疫学調査と併せて情報提供をすること。

8. 解析評価

保健所は遺伝子型が一致した事例について、患者調査等から感染源及び感染経路の究明を行う。遺伝子型一致事例が複数の保健所に関係する場合は、個人情報取り扱いに注意しながら保健所間で協力して行う。

9. その他

この要領に定めのない事項については、感染症対策課、保健所及び環境保健研究センター間で適宜協議し、実施する。

（附則）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（附則）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。